

第13回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成15年7月8日午後1時30分 招集
- 2.平成15年7月8日午後1時30分 開会
- 3.平成15年7月8日午後3時00分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 波野村体育館
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	宮 本 一 良
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	家 入 哲 也
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 吾
22 番	産 山 村	井 正 明
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信
25 番	産 山 村	井 邦 子
26 番	産 山 村	志 賀 泰 次
27 番	産 山 村	井 信 也
28 番	波 野 村	市 原 新
29 番	波 野 村	水 野 日 出 男

30 番 波野村 後藤新一  
31 番 波野村 山口定喜  
32 番 波野村 阿南洋  
33 番 波野村 市原正次  
34 番 波野村 岩下利明  
35 番 波野村 岩瀬葉津子  
36 番 波野村 大塚國勝

欠席議員

15 番 阿蘇町 西岡ヤス子  
21 番 産山村 井武也

7.説明のため出席した者の職氏名

無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬國興	次長	大塚敏彦
局員	井八夫		井野孝文
	今村清信		高藤裕樹
	井利則		高橋祐一
	坂口英明		

9.議事日程

(1)小委員会報告

(2)協議事項

協議第 37 条例・規則等の取扱いについて  
協議第 38 慣行の取扱い(市章)について  
協議第 39 防災関係事業の取扱いについて  
協議第 40 公共的団体等の取扱いについて  
協議第 41 障害者福祉事業の取扱いについて  
協議第 42 高齢者福祉事業の取扱いについて  
協議第 43 上・下水道事業の取扱いについて

(3)提案事項

提案第 1 環境対策事業の取扱いについて  
提案第 2 農林水産関係事業の取扱いについて  
提案第 3 商工観光関係事業の取扱いについて  
提案第 4 法定協議会への移行時期について

(4)報告事項

報告第 1 新電算システム構築委託業者の選定について

(5)その他

午後 1 時 30 分 開会

#### 日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長（岩瀬） それでは改めましてこんにちは。定刻を少々過ぎましたですけれども、まずご連絡事項を申し上げます。本日テーブルの上に会議資料と共に新しいファイルをお送りいたしました。これはちょっと色を変えておりますが、前回のように名前と表題が書いてありません。逆さま綴りとか色々思いがございましたので、皆様方の思いどおりに綴っていただいて、同じ物でございますのでどうぞご記名をまたお願いしたいと思っております。それから小委員会のメンバーの方には、次に 7 月 17 日の会議の通知を差し上げることになっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは定刻を少々過ぎておりますけれども、只今から第 13 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしてあります会議次第によりまして進めさせていただきます。なお、本日の会議、まだご欠席の方がございますけれども定足数を満たしてあることをご報告申し上げます。それでは早速ですが、挨拶のほうに移らせていただきます。河崎会長のご挨拶をお願いします。

#### 日程第 2 あいさつ

河崎会長

会長（河崎敦夫） こんにちは。本日は第 13 回の合併推進協議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には大変ご多忙な中にご出席賜りましてありがとうございました。合併協議会も発足を致しまして 1 年を経過しました。この席におきましても種々の事項について協議を重ねて参りましたが、まだまだかなりの重要案件が残っておる訳でございます。協議に当たっては慎重審議に重点をおきまして、提案から審議までの期間を 1 カ月の期間をかけて一つ一つ協議してきたところでございます。また、協議会の経過につきましては、毎月の合併協議会だより、或いはまた各町村の広報、或いはインターネットホームページ等々で逐次お知らせも致しておる訳でございます。現在までの経過から見ますと、この阿蘇中部 4 町村は地形も異なりまして、人口格差或いはまた産業形態等においても格差があり、制度的にも色んな違いがあって調整案の作成にも苦慮してきているところでございます。また、調整することによって現在までの制度を見直すことにもなります。住民の方へのサービス面、或いはまた負担面に変化が生ずることにもなるようでございます。我々は、国の改革方針を見つめながら、どのような選択をすることが将来の地域発展に繋がることになるかを総合的な見地に立って判断していかねばならないと思うのでございます。

合併推進協議会発足以来 1 カ年の期間で、住民の方々にも合併への関心も高まり、色々なご意見も届いております。4 町村の合併でありますから、色々な意見の違いもあるとは思いますが、相手の立場も尊重していただきながら、真摯な議論をしていかねばならないかと思うのでござい

ます。なお、市町村合併後の自治体が市になるための人口要件を3万人とした緩和策の法的期限が平成16年3月末であったことで、その1年間延長が検討されてきましたが、法的期限を17年の3月までとする改正案が7月2日の参議院本会議で可決成立致しました。阿蘇中部4町村と致しましては、先取りの状態でありましたので一安心といったところであります。本日もたくさんの方の議題と提案事項を出されているようでございます。委員各位の皆様方の慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして開会の冒頭の挨拶に代えさせていただきますが、今日はその他で阿蘇町地区の区長会からの要望事項がございます。それについての取り扱いについてご相談も申し上げるだろうとこのように思っておりますのでよろしくお願い致します。ありがとうございました。

事務局長(岩瀬) どうもありがとうございました。続きまして、本協議会の顧問であります阿蘇地域振興局岩下局長様よりご挨拶をいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) どうも皆さんこんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。私からは、ごく最近の国並びに管内の合併に関する情報等につきまして、一言ご説明をさせていただきますと思います。まず国の状況でございますが、連日のようにマスコミを賑わせておりました税源移譲そして補助金の削減そして交付税制度の見直しのいわゆる三位一体の改革についてでございますが、これにつきましては経済財政諮問会議において決定されまして、6月の27日に閣議決定をされたところでございます。それによりまして、平成18年度までに国庫補助負担金については4兆円をめぐりに廃止縮減し、地方が主体となって実施する必要があるものについては基幹税の充実を基本に国から税源の移譲を行うとなっております。税源の移譲にあたりましては、義務的な経費については徹底的な効率を図った上で全額を移譲し、それ以外は8割程度を目安として地方に税源移譲。ここで2割はカットされるわけでございます。またその18年度までの期間中に地方財政計画への計上人員の4万人以上の純減、それから投資的経費を現在の水準より2割ほど落とした平成2年3年程度の水準に抑制すると、それから地方財政計画の徹底的な見直しで、歳出の抑制を行いまして、交付税の総額を抑制、且つ交付税の財源保証機能も縮小し、財源を調整するという調整機能というのが表に出て参ります。来年度予算から少しずつはっきりした形で出て参りますので、私ども身をもって厳しさを感じるのではないかというふうに思っております。そういうことで関係省庁、自民党の間でさまざまな綱引きがございましたけれども、ひとまず今、申し上げましたような内容で政府内の決着を見たところでございます。いずれにしても地方にとっては大変厳しい内容でございます。更なる効率化が求められると共に、新たな権限そして新たな財源を使いこなしていく地方分権の受け皿としての基礎的自治体の行財政の確立が求められるところでございます。18年度以降に目を向けますと、経済財政諮問会議の中期展望の中で、平成22年度頃には歳入と歳出のバランスを取ることが目標として掲げられておまして、これも単純に申し上げますと本年度で申し上げますと、国、地方合わせて税収が80兆、歳出が130兆ということで50兆円の財源不足が生じておりますが、この balan

スを平成22年度頃には取るということでございまして、単純に考えると国、地方合わせて4割程度の歳出の削減と。或いはまたそこまでできない場合は増税という話が当然出てくるわけでございます。大変厳しい状況になってきているというふうに思っております。

次に管内の状況でございますが、高森町の住民の発議につきましては、先月23日に高森町長に蘇陽町との法定協議会設置についての請求書が出されまして、27日蘇陽町長に対し、議会に付議することに関しての意見照会を高森が行っております。これに対しまして蘇陽町長は議会と協議の上、7月中にも回答したいという意向を示したところでございます。ただご承知のとおり蘇陽町は矢部、清和との法定協議会設置の期日が迫ってきておりまして、状況は極めて微妙な段階にきておるのではないかと思います。それから西原、大津の住民発議でございますが、これも新聞情報等からほぼご承知のとおりと思っておりますが、両町村から出ておりました法定協議会の設置請求につきましては、西原は6月議会で再度の継続審議を議決しておりますし、大津町は否決を致したところでございます。西原村の動向を注目していきたいと思っております。

以上、最近の状況について概略でご説明申し上げましたけれども、厳しい状況は今申し上げましたとおり、まだまだ平成22年ぐらいが山場でございます。まだまだ続いていくわけでございます。どのような厳しい状況になりましても素晴らしい日本一の町といえますか、阿蘇市を目指して皆様方で素晴らしい合併後の町づくりについてのご検討をしていただきたいというふうにお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが最近の状況の報告をさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長(岩瀬) ありがとうございます。それでは早速議事のほうに移らせていただきます。河崎会長、議事の進行についてはよろしくお願ひいたします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) はい、それではお手元の議事式次第によりまして議事を始めさせていただきます。まず会議録署名委員に産山村の井 邦子委員、波野村の岩下利明委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### 日程第4 会期の決定について

会長(河崎敦夫) 会期でございますが、本日一日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、それでは本日一日にいたします。

それでは引き続き協議に移らせていただきますが、初めに新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会が7月2日に開催されました。小委員会委員長の松永委員長から小委員会の経過報告をお願ひいたします。

### 日程第5 議題(1) 小委員会報告

小委員会委員長(松永 勲君) 委員長の松永です。委員会のご報告を申し上げます。新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会よりその後の経過についてご報告を申し上げます。小委員会におきましては、7月の2日、第3回目の会議を開催致しました。議題と致しましては、新市の事務所設置方式の概要と議会議員の選挙区定数等の概要について、各町村の意見を出し合ったところであります。今回は町村の意向をお聞きしましたので、次回以降に検討を深め調整案としてまとめていきたいと思っております。しかしながら合併の期日も余すところ1年9カ月と非常に狭まっております。今後は小委員会を頻繁に行いながら調整を進めていくことを申し合わせ致しました。以上であります。ご報告を終わります。

会長(河崎敦夫) はい、小委員会の松永委員長からの委員会経過報告でございました。

次に、協議事項に移りますが、協議第37号から第43号までをまとめて各町村の代表者の方からそれぞれご意見をお願いしたいと思っております。まず、一の宮さんからお願いいたします。

議題(2) 協議事項 協議第37号 条例・規則等の取扱いについて  
協議第38号 慣行の取扱い(市章)について  
協議第39号 防災関係事業の取扱いについて  
協議第40号 公共的団体等の取扱いについて  
協議第41号 障害者福祉事業の取扱いについて  
協議第42号 高齢者福祉事業の取扱いについて  
協議第43号 上・下水道事業の取扱いについて

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎でございます。それでは協議第37号から43号まで一括ということで、一の宮の方向付けを申し上げたいと思っております。

まず、条例、規則等の取扱いについてでございます。この件につきましては事務局原案どおりでございます。

続きまして慣行の取扱い(市章)などでございます。これも事務局原案どおりでございます。

それから防災関係事業でございます。1から6まででございます。1、3、4、5、6については事務局原案どおりでございます。ただし2につきまして若干意見がございます。できるだけ各町村の現行の機器を有効に、且つ効率的に価値を図るように調整するようお願いでございます。

続きまして公共的団体の取扱いについて、事務局原案どおりでございます。

それから障害者福祉事業、これも事務局原案どおりでございます。

次に、高齢者福祉事業の取扱い、これも事務局原案どおりでございます。

最後の上、下水道事業関係の取扱いについてでございますが、上水道事業においてはですね一の宮町には従来から古城、坂梨、中通の財産区でですね簡易水道事業を独立機関で行っております。この事業につきましても検討をお願いしたいということでございます。次に、下水道事業についてでございますが、一応使用料や加入金とか施設の維持等については阿蘇町の例といった原案がなされておりますけど、もう少しですね専門部会でよく検討していただきたいということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 次、阿蘇町お願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。阿蘇町の見解を申し上げたいと思います。

まず、37号でございますけれども事務局原案どおりで結構でございます。

38の慣行の取扱いについても、原案どおりで結構でございます。

39の防災関係事業の取扱いについて、概ね原案どおりということで意見は統一しておりますけれども、ただ5番目の交通災害共済制度ですね、これ一の宮町さんがなんか特別な制度ということでございますけれども、全労災ですか、全労災の仕事ということでございまして、この全労災についてですね、どういった団体なのか。民間的なそういった性質が強いのかですね、それとも公共的なものになるのか、そういったことについて事務局わかってる範囲で結構でございますので、この交通災害共済制度についてはもう少し説明をお願いしたいということでございます。

次に、40号公共団体の取扱いについてでございます。これに1番に新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうが良い団体については、できる限り合併時にというような文言がございますけれども、よろしければですね、このできる限りですね、これを削除していただけないかというような意見が出ております。後は原案どおりで結構でございます。

それから障害者福祉事業の取扱いについて、これは原案どおりで結構でございます。

6番目の高齢者福祉事業の取扱いについて、これも事務局原案のとおりで結構でございます。

次の上下水道の取扱いについてでございますけれども、上水道については企業会計でいくということで、原案どおりで結構でございますけれども、阿蘇町としましては簡易水道も現在企業会計のほうで行っております。で、町と致しましては今、下水道事業にも取り組んでおりますけれども、この下水道料金関係についてもですね水道料金に上乗せして企業会計のほうで徴収しておりますので、できますならばですね簡易水道についても企業会計のほうで何とかやっていただけないかというようなことでございます。それから水道料金関係のこと、色々10トンあたりの水道料に対しましては、各4町村非常にばらつきがということでございまして、果たして現行のとおりでこの事業が成り立って行くのかですね、そういったこともございまして、この問題についてはもう一回専門部会のほうでご検討を再検討していただけないかというような意見で一致しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。次、産山村お願いします。

産山村（井 正明君） はい、産山村の井でございます。産山村の検討結果を申し上げます。産山村といたしましては、37号から協議43号まで全て原案どおりで事務局の原案どおりで結構でございます。ただ39号の防災関係事業のところでございますが、2番の防災無線について一の宮のほうから今ある施設を効率的に活用してほしいというようなご意見がございましたが、産山村の施設はもう耐用年数も過ぎておりまして、住民に大変ご迷惑をかけているのが現状でございます。従ってできましたら来年度16年度に新しく改善、改修したいと考えておりますので、これは一の宮町と波野村がN E C、阿蘇町が沖電気ということでございます。産山村は今までは松下電器でございましたけれども、ここには新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討するとありますが、できましたらもう少し早く同一施設になれるように検討して

いただきたい。それだけでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。じゃ波野さんお願いいたします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。37号これにつきましては原案どおりということです。

38号これも原案どおり。

39号同じです。

40号につきましても同じです。

41号も原案どおりです。

42号これにつきましても原案どおりですね。

それから43号最後ですが、先ほど阿蘇町のほうからご報告がありました。当然4町村において使用料というものはばらつきがございます。やり方についても色々ですが、特に本村の場合は簡易水道が主体であります。従ってこれについてはですね使用料については現行どおりとしてありますが、これはそのままではいかんのではないかと、更に新市において給水区域ごとに採算を考慮し調整するとしてありますけれども、これもいずれも今までいくつか合併までにとという言葉がかなり出てきております。従ってこの使用料についてはですね、やはり本村においては合併までに一つ調整をされたいというのが希望でございます。そのほか1、2、4、5、6、7については原案どおりで結構でありますということでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。協議第37号から協議第43号まで、それぞれの町村のご意見がありました。原案どおり、或いはそうでない項目、町村もございました。従いましてその件について事務局から報告説明していただきたいと思っております。

合併推進協議会事務局次長（大塚） 事務局のほうから今のそれぞれのご意見について、整理確認をさせていただきたいと思っております。

まず、原案どおりということで、4町村確認いただいたものにつきまして、37号の条例、規則等の取扱いについて、38号の慣行の取扱いについて、そして41号の障害者福祉事業の取扱いについて、42号の高齢者福祉事業の取扱いについて、この4項目につきましては、原案どおりということではよろしゅうございますでしょうか。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 次にまず39号の防災関係事業の取扱いでございます。これにつきましては、現在の機器の有効利用をお願いしたいというご意見と、それと産山村からは産山の施設がすでに耐用年数が過ぎているということで、できれば来年度ですね、施設の更新をしたいというようなご意見がございました。まずこの防災無線等につきましては、この提案の中で各町村の補助金等をですね、そういったものを財源の措置がある程度なされれば合併までの間にですね、そういった更新等のことも進めていいんじゃないかというような考えでございます。最終的には既存の施設で当然事業できるものはですね有効活用しながら、防災無線については統一していき

いということがございますけれども、今申しましたように、財源のですね各市町村で目処が立てばですね、合併までの間にでも整備を進めていただければよろしいんじゃないかというふうに部会等では考えておりました。

それともう一点全労災の件ですけれども、申し訳ございません。ちょっとこちらの調査不足でちょっと中身についてですね詳しく調べておりませんので、これについてはまたお調べしてご報告をしたいというふうに考えております。一応防災無線については以上のとおりでございますけれども、全労災の話は報告の後にまた確認いただくというような方向でよろしゅうございますか。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入ですが、このことについては12回目の10ページに詳しく出てるんですが、この一の宮の全労災に加入する172名ですか、この内容説明はこの場でしてほしいんですよ。というのは新市において取り組むことで、産山村さん阿蘇町さん波野さんはこれを加入してないもんですから、この全労災にかたるのか、どういう意味なのかわからんわけですね。新市において取り組むというのですから、一の宮に右に沿って加入するという意味なのか。そういうことで一の宮さんをこの全労災についての加入状況とかの内容説明だけはしていただきたいと思えます。

事務局次長(大塚) 一の宮さんの加入ですけれどもそこに書いてあるとおりに、172名の平成13年度現在で172名の加入がございます。これにつきましては、加入金等の負担につきましては全て個人負担ということで、個人が加入している状況でございます。それで確かに事務的な手続きを町村職員がやっている分もあるかと思えますけれども、全て個人加入、個人負担ということでございますので、一の宮が継続されている部分を4町村にも希望があればですね、広げていきたいという意味でこういった形で新市において取り組みというふうにしております。あくまで加入は個人の自由でございますので、そういった形で希望があれば広げていきたいということでございます。

会長(河崎敦夫) どうぞ。

阿蘇町(小笠原徹朗君) 議論の中心になったのは、これを市のどこかの部局がですね窓口として存在させるのかさせないのかということなんですね。そこらへんがどうなるのかということで、個人加入ならば別な組織団体で受け皿を作ってやられるならそれはそれで結構なんですけど、新市にその窓口をそういうその取扱いをする窓口を作るか作らないかということでございます。それについてご解答いただきたい。

事務局次長(大塚) 今現在一の宮町のほうで総務課のほうの防災担当がこの窓口をやっております。その事務につきましては、現在一の宮がやっておりますものをそのまま新市にも引き継いでいきたいというふうに考えておるところでございます。

会長(河崎敦夫) 全労災関係何か質疑、質問ご意見ございませんか。事務局が申し上げましたように、全労災につきましては従来一の宮がやってきたとおりの引継ぎを新市においても、はい、どうぞ。

阿蘇町(小笠原徹朗君) そこがですね、例えば一の宮町が1万人ちょっとの人口なんですけど、加入者数が172名で、それを行政がお手伝いをするというその行政経費との問題で、別な組織で

受け皿を作られたほうがいいのではないかということなんです。この部分についてだけです。

事務局次長(大塚) 専門部会のほうでは現在のとおりにやっていくという形で考えておりますので、それについては別組織でというご意見もございましたので、もう一度ちょっと確認をさせたいと思いますけれどもよろしゅうございますか。

会長(河崎敦夫) 基本的にその百数十名の方々の、その全労災に対する今までのあれを打ち切るわけにはいかんでしょうから、それは引き継いでいくものの、それが拡大したときに新しい市の公的費用でまたやるのかどうかというのだと思いますが。一の宮さんなんか補足説明にありますか。局のほうで。じゃあこれ全労災については専門部会でまた検討していただくということでもよろしゅうございますか。いいかな。じゃあそのように取り計らいます。ありがとうございます。それから簡易水道、水道料金かな。水道会計。

事務局次長(大塚) 引き続きですけれども、40号の公共的団体の取扱いについてということをお願いしたいと思いますが、阿蘇町のほうから つきまして、できる限りというのを削除をお願いできないかというようなご意見がございました。これにつきまして削除の方向でよろしいか各委員さんに確認をお願いしたいと思います。

会長(河崎敦夫) いかがでございましょうか。はい。

阿蘇町(家入澄雄君) このことについては削除したほうが私いいと思います。というのは後ろのほうにですね、検討を進めるとか調整に努めるものとすると言はずっと並んでいるからですね、調整に努めるものとするならばもうできる限りという言葉は必要ないと思うんですが。

会長(河崎敦夫) 事務局、今の阿蘇町の話。他の委員の皆さん方、他町村の委員の皆さん方のご意見を賜りたいと思います。阿蘇町からのご意見どのように。速やかにという文言を入れるか入れないかということですか。できる限りか。削除でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) はい、波野、産山さまよろしゅうございますか。はい、じゃそのようにいたします。ありがとうございます。次。

事務局次長(大塚) それでは今の40号はできる限りの分を削除ということにしたいと思えます。続きまして、43号の上下水道事業の取扱いでございます。これについては、各町村で色々な意見がございました。意見の確認をさせていただきますけれども、まず一の宮町からは、上水道について一の宮に財産区水道がございますので、これについても検討をしていただきたいということと、下水道事業について使用料等については阿蘇町の例ということになっておりますけれども、その中身についてもう少し専門部会のほうでも検討してほしいというご意見だったと思えます。

次に阿蘇町からは、上水道が企業会計でやっておりますけれども、簡易水道も阿蘇町のほうは企業会計でやっているということで、簡水全体を企業会計でやってもらえないかというご意見だったと思えます。

それともう一つ水道料につきまして、各4町村にばらつきがあるために、これにつきましてもう一度専門部会に戻して検討してもらえないかというご意見であったと思えます。産山村さん

は、原案どおりでということをごさいました。それと波野村さんは、波野村の場合は簡水が主体ということで、使用料について現行どおりにはいけないのではないかとということと、合併までに使用料の調整をお願いしたいというご意見だったと思います。以上色々なご意見が出ましたので、これにつきましてはちょっとこの場でですね調整というのは非常に難しゅうございますので、もう一度次回の協議会までですね継続をさせていただきたいというふうに考えますけれどもいかがでございますでしょうか。

会長（河崎敦夫） それぞれ現実状況というのが4カ町村違います。従いましてなかなか今日のこの協議会では決定するには問題点が多いということでございますが、次の協議会までに持ち越して、専門部会等々で検討するというところで事務局の案でございますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい。じゃそのように。

阿蘇町（松村勝美君） 阿蘇町の松村ですが、一つだけこれは事務局にお願いですけれども、公共料金でこの水道料金あたりについては非常に重要な問題と思います。従ってここで固定資産とか流動資産とかですね、そういったものについては明確になっていますのでいいと思いますけれども、ただ営業収入、営業外収入ですね、或いは営業費用、営業外費用等についてはですねそれぞれ簡易水道等についてもですね、一の宮さんもそれぞれ財産区で設けられておられる、或いは内容が違うようですのでそこらあたりまで提出ができるのかがわかりませんが、できるならそういったですね13年度か14年度でもいいかと思っておりますけれども、それらの決算書をですね一部出していただきたいというふうに思います。これは非常に重要な問題で、私今日色々調べて参りましたが、簡易水道等については地方交付税の対象にもなっているみたいですのでですね、そこらあたりも含めてちょっと検討してみたいというふうに考えておりますので、できますならば次の段階までにですねそういった決算書、いわゆる流動資産、固定資産だけじゃなくて、営業収入や営業施設関係も含めたですね、一応それぞれ一枚紙でいいですので、それぞれ出していただきたいというふうに思います。これ要望です。

会長（河崎敦夫） 事務局どうか。

事務局次長（大塚） はい、今おっしゃった件につきましては部会のほうでまた調べさせたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい。えらい出るな。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の家入ですけれども、すみません。41号の3ですけれどもちょっと意味がちょっと私には混同してわからんですけど、地域療育事業については支援費制度で対応するという新市においてはと書いてありますけれども、今までの4カ町村では別々な制度があったということでしょうか。それともこの新市においてはとこののを削除するのでしょうか。ちょっと意味が、地域療育事業については支援費制度で新市ですけれども対応するという意味でしょうか。これちょっとはつきり事務局教えてください。

事務局次長（大塚） これにつきましては支援費制度というのが国の制度として新たに増設さ

れたということで、これにつきましてはその支援費制度のほうを使いたいということでの提案でございます。

会長（河崎敦夫） よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは協議事項第 37 号から協議第 43 号まで、今まで協議したとおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは一応全協議事項が提案申し上げました全協議事項を終わります。

次、提案事項に移りたいと思います。事務局説明願います。

### 議題（3）提案事項 環境対策事業の取扱いについて

事務局次長（大塚） それでは提案事項について説明させていただきます。資料の 1 をご覧いただきたいと思います。資料の 1 のまず 8 ページ目から 11 ページ目までが環境対策事業の取扱いについてでございます。環境対策事業につきましては、阿蘇の中で環境を重視していくという趣旨から項目として入れたものでございます。具体的な調整案は資料の 6 ページ目の をご覧いただきたいと思います。環境対策事業の取扱いについて。阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。これにつきましては調査票の中では特に記載しておりませんが、新市のビジョンの中で謳っているところでございます。あえてそれを書かせていただきました。それと（2）につきましては、資料の 8 ページ目からのとおりですが、そういった自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定するということになっております。8 ページに阿蘇町の条例が記載されております。それと 9 ページ目以降に各町村が作っております環境保全要綱というのが記載しております。こういった条例、要綱を全てまとめたような形で新たな条例として、創設をするというような形で考えております。

### 提案事項 農林水産関係事業の取扱いについて

事務局次長（大塚） 続きまして、農林水産関係事業の取扱いについてでございます。資料の 12 ページから 22 ページになります。まず、農道、林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道、林道台帳は合併時までに作成するよう調整する。現在、阿蘇町と波野村は農道、林道台帳を作成しておりますが、残りの 2 町村はまだ作成しておりませんので、これにつきましては合併時までに作成するよう調整するというところでございます。

13 ページ目、農業関連施設につきましては、そこに記載しているとおりでございますけども、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理、運営については新市において調整するということになっております。

次、15 ページ目でございます。農振農用地区域につきましては、合併までに見直しを行い、

新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整をすることにしております。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。協議会等の中身につきましてはそこに記載をしているとおりでございます。

次、16 ページ目、中山間地域等直接支払制度でございますけれども、これにつきましては新市により引き続き実施をするということにしております。中山間地域と直接支払制度の基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成をするということでございます。その下になりますけれども、地域農業のマスタープランにつきましては、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。その他の各種計画書につきましても同様としております。次、生産調整対策事業、転作についてでございますけれども、生産調整対策事業につきましては、国のこは動向と書いてあります。これは国の制度改正に改めていただきたいと思っております。国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整及び生産調整の単価助成事業は、新市において調整するというところでございます。

次、18 ページですけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定するにしております。そして促進体制、これ組織等でございますけれども、これにつきましては新市において新たに設置するものとするにしております。

次、森林関連事業の取り扱いでございますけれども、林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。そして緑の少年団育成事業につきましては新市において統合し、引き続き実施をするということで、個別はその表の中に書いてあるとおりでございます。

次、20 ページ目でございますけれども、国営の大野川上流農業水利事業についてでございます。これについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとしております。現在、波野村の負担額ということで、表の中に4億6,900万ほど書いてあります。これまだ試算額でございますので、正確なものではございませんけれども、こういったものにつきましても合わせて引き継いでいくということでございます。

次、21 ページ目の火入れ許可の取り扱いについてでございます。火入れ許可については、各町村若干期間等に違いがございますけれども、新市において条例を制定するということにしております。農業関係、農林水産業関係の取り扱いについては以上のとおりでございます。

#### 提案事項 商工観光関係事業の取扱いについて

事務局次長（大塚） 次、商工観光関係事業の取り扱いについてです。資料の23 ページ目から27 ページ目になります。まず、工場の誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併時まで調整し、新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行の制度を期間内まで適用するにしております。融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整をする。そ

の他商工業振興事業については、新たな制度を設けるということになっております。

それと一の宮町の商工振興協同組合及び阿蘇町の商工振興協同組合については、合併までに統合等について調整に努めるということにしております。次、商工会、観光協会統合の取り扱いについてでございますけれども、商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努めるにしております。各町村の商工会等の状況はそこに書いてあるとおりでございます。

次、公営観光施設等の管理運営方法等でございますけれども、観光関連施設については、そこに書いてあるとおりでございますけれども、そういった施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整するにしております。

次、最後になりますけれども 27 ページ目でございますけれども、各種イベントの取り扱いでございます。そこに各種イベント等について記載をしておりますけれども、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整をするということでございます。観光振興のためのイベントがかなり多ございますので、基本的にはこういう各種イベントについては、新市に引き継いでいくというようなことでございます。

#### 提案事項 法定協議会への移行時期について

事務局次長（大塚） 次、4番になりますけれども、法定協議会への移行時期について、これも合わせて説明をさせていただきたいと思っております。28ページ目と29ページ目になります。まず、28 ページ目の左側をご覧くださいと思っておりますけれども、現在法定協議会の各協議会の設置状況につきまして、参考資料として書かしていただいております。法定協の移行につきましては、財政面のメリットとして、合併準備補助金及び合併特例交付金、特に合併特例交付金については、法定協に移行した場合には全体で7億円を上限に交付が受けられることとなります。そしてその他で、そこに法定協へ移行の理由という形で書いております。現在、当協議会は実質的には法定協議会と同じような協議会をしております。それと先ほど表がございましたけれども、他の協議会で法定協への移行が実際には1年以内にだいたい行っているようでございます。

それと特に電算の移行の関係もでございますけれども、町村職員の中でも、法定協議会でこういった議論をしていただけないかというような意見が最近出ております。これ職員の意欲の問題というふうに括弧書きで書かせていただいております。

それともう一つ、新市の建設計画については、現在事前に法定協移行前に、十分な詰めを行った上で移行ということと考えておりますけれども、できるだけ法定協議会の中で議論をしていただきたいということでございます。28 ページ目の右側に、15年の9月1日の場合と15年10月1日の場合ということで例示をさせていただいております。協議会に本日移行時期の提案をさせていただきますけれども、それと事務のスケジュール案の提案をさせていただきますけれども、それにつきまして次回の協議会で方向性を決めていただければ、こういった形でスケジュールを進めていくつもりでございます。当然途中で各町村議会におきまして、法定協議会設置の議決をしていただくこととなりますけれども、スケジュール的にはこういったパターンで進めさせてい

ただきたいというふうに考えております。

それと 29 ページ目がスケジュール案でございますけれど、これはあくまで仮に案として作ったものでございます。法定協議会につきましては、仮に 9 月 1 日に設置された場合には、3 月までの間でこの具体的な中身の協議をある程度済ましてしまいたいというような形で、平成 16 年度の 1 年間は実際に新市に移行するための準備期間として、各町村職員がそういった事務を詰めるための期間として、1 年間は是非いただけないかというようなことで考えているところでございます。

#### 議題（４）報告事項 新電算システム構築委託業者の選定について

事務局次長（大塚） 次に、最後になりますけれども、引き続きまして報告事項についてご説明させていただきます。資料の 2 をご覧いただきたいと思います。これまで新電算システムの委託業者の選定を選定委員会のほうで進めてきたところでございます。その選定委員会の結果が出ましたものですから、本日報告をさせていただきたいというふうに思います。選定業者は、これまで 3 社で協議を進めて参りましたが、その中で R K K コンピューターサービス、これが選定委員会の選定の結果として選定業者になっております。これにつきましては、7 月 3 日の町村長会議で了解をいただいております。ただし、町村長会議の中では、業者選定を行ったとしても具体的な詰めの中で、経費の節減について更に取り組んでほしいとの要望も合わせていただきました。

2 枚目をご覧いただきたいと思います。委託業者の選定の基準等について書いておりますけれども、電算分科会、総務部会、幹事会、町村長会及び合併協議会において、操作性や機能性、画面の見易さ等を考慮し、費用対効果を重視した選定方針が、これは 15 年の 4 月の 8 日の協議会の中で報告をさせていただいたところでございます。具体的には、各町村職員 24 名で構成する電算システムの構築委託業者選定委員会におきまして、提案説明会、業務システムの実演会、企画提案書、見積書この 4 つの項目について点数化をして総合評価方式で業者を選定いたしました。で、この評価 4 項目のうち総合評価の最も高い業者が、R K K コンピューターサービスということでございます。それと合わせてこの実演会に参加しました職員、これは実際に実務を担当する職員でございますけれども、実務担当の職員の評価も反映すべきであるということで、延べ 159 名が参加していただきましたけれども、これについては 4 町村職員が全て R K K が第 1 位という結果が出ております。こういったことも踏まえまして、選定委員会では R K K のほうを委託業者として選定したところであります。業者の実際の契約につきましては、当然予算措置が必要でございますので、各町村の議会の承認をいただいた上で、契約は進めて行きたいと思っております。費用的には、本年度は全体で 1,000 万程度の見込みでございます。そして次年度以降、次年度がやはり億単位の提示が必要になって参ります。ですから次年度は間違いなく特例交付金等の財源がなければかなり厳しい状況でございますので、そういった形で業者の選定を今後決めて行きたいというふうに考えてお参りして、本日報告をさせていただきました。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、次回の提案事項 4 点、そしてまた電算システム構築等々の報告 1

件ということでしたが、何かございませんか。はい。

阿蘇町（丸山信義君） お願いしたいと思いますが、今日じゃなくていいわけですが、今日ですねこの提案がなされておりますので、当然ですねここに次回来る前、各町村、前審議をやってくるわけですが、その時に必要なものが1点ありますのでお願いいたします。農林水産関係のですね4番の中山間地域直接払い制度のありますが、6ページですね、6ページのですね(4)番の中山間地域直接払い制度の分ですが、これについて確か5年の制度だったかと思っておりますけれども、これ町村ごとにですね配分がきまして、使い道がですね半々であったり、3、3、4であったり、色々違いますので、合併時にですね当然1カ年残ります。その後も多分続くと思っておりますので、各町村多分ですね5年間のプランの中でですね、今、区長さんあたりも牧野委員さんあたりもですね苦労して色々その制度の費用として使わせていただいておりますので、できればですね各町村のその配分の方法等がですね当然わかってと思っておりますので、近いうちにですね各町村の関係の部署までお届けを願えればと思っております。

事務局次長（大塚） わかりました。それにつきましては作って届けさせたいと思っております。

会長（河崎敦夫） はい、他、今回の提案事項についてはよろしゅうございますか。電算システムについては、事務局報告どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、一応提案事項、報告事項につきましては、承認。

次、その他ということですが、事務局何かありませんか。

#### 議題（5）その他

事務局長（岩瀬） はい、その他の件に移らせていただきましたので、事務局より報告事項を申し上げます。6月の13日付けをもちまして阿蘇町区長会様より合併協議会長宛に、要望書が提出されております。現在まで協議会と致しましては、幹事会、町村長会において検討をしてきましたので、その他の件として報告をいたします。

会長（河崎敦夫） 今、事務局のほうでですね、阿蘇町の区長会からの要望事項があったということですが、これについては合併推進協議会長河崎宛の物と、阿蘇町議会宛の要望書が2つ出ているようでございます。その件について何か阿蘇町の議会のほうで何か報告することがございますか。

阿蘇町（松永 勲君） はい、阿蘇町の松永でございますが、只今の件について阿蘇町区長会より、私どものほうに議長宛ですが、16日付けで提出をされました。原文を読ませていただきます。

阿蘇中部4町村合併に関する要望書。初夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、昨年8月に一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村の阿蘇中部4町村の合併に関する調査検討を進めるべく、阿蘇中部4町村合併推進協議会(任意協議会)が発足し、すでに10カ月が過ぎました。町内では、各々2回に渡り住民座談会も開催され、今、何故合併が必要なのか十分な説明を受け、国の負債縮小のため、交付税がカットされるため、市町村とし

ては合併して経費削減をしなければ現在の行政、住民サービスを維持できないので避けて通れないものだ」と認識しております。しかしながら現在まで開催された合併推進協議会において、決定された事項を見てみますと、合併の趣旨である経費削減に合わないのではないかとと思われるものがあります。例えば、議員の報酬についてですが、4 町村で最も高額のところに合わせている。また、議員の任期については2億円程度経費が必要になるにもかかわらず、合併特例(在任特例)の最大延長期間である2年の延長をしている。(県内では選挙区導入と、在任特例両方とも適用するようなどころはない)。これらの決定については、今後の住民負担増を予想させ、住民を不安にさせるものであります。阿蘇町民の総意としまして、合併の本来の趣旨を再度見つめ直し、もう一度協議し直していただくよう要望をいたします。平成15年6月19日。阿蘇町議会議長松永勲様。阿蘇町区長会長森山幸義さん、以下副会長或いは役員の方々の12名の連名で提出を受けました。

私どもはこの要望書を受けた後に、6月の20日だったと思いますが、全員協議会を開催致しました。その中で、議員それぞれの意見を拝聴致しました。この要望書に指摘されております、その趣旨については全くそのとおりでありまして、私ども議会議員としては、いわゆる住民の代弁者というべき立場にありますし、同時に民主主義の根幹であります民意を尊重し反映するということはまた当然のことでもあります。従いまして、そういう基本的な考え方に立ち、この要望書を真摯に受け止め、厳粛にお受けをしたところであります。従いまして、阿蘇町議会と致しましては、この指摘されました在任特例について、再検討をする必要があるという判断を致しました。なおまた、経費の削減で出ておりましたが、経費の削減よりも逆に在任特例を採用することにより、経費が増大することも事実であります。従いまして、こちら也十分我々議員という立場でしっかり考える必要があるというふうに判断を致しました。従いまして、各町村の委員の方々、或いは議員の方々、ここはこのことをそれぞれが真摯に受け止めていただいて、本当に住民が納得できる私どもは説明責任を果たさなければならない。このように考えます。どうか議員自らの問題ですから、そのへんのところを十分ご理解の上、ご検討いただいて是非会長、このことを本協議会の提案事項として、取り上げられますようご提案を申し上げたいと思います。以上であります。

申し遅れましたが、本日は阿蘇町の区長会長も委員に出席をされております。補足説明があるうかと思いますが、あれば後ほどでもいいですからいたしていただきたいと思っております。

会長(河崎敦夫) ちょっと、今阿蘇町の議長、また合併協議会の小委員会の委員長でもございます議長から、阿蘇町の議会からの報告事項としてありました。我々この協議会でどのような取り計らいをしたらよろしいかお伺いしたいと思っております。私の私見で大変恐縮ではございますが、要望書を要望書として一応それぞれの町村に持ち帰って、町村で検討していただくということにしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

産山村(井 正明君) 産山村の井でございます。ただ今松永議長のほうから阿蘇町区長会からの要望書が読み上げられまして、ご説明がございました。私どももう事前にそのことは承知しております。要望書も見せていただいております。阿蘇町区長会からの要望ともちろん住民から

のご意見であろうと思いますが、当然これは理解できることでありまして、私どももしっかりと理解しております。もちろん産山村にでも、小さい産山村にでもそういう意見は確かにございます。しかし、私が一番最初から申し上げておりましたことは、市にすることによって市会議員ということになれば、類似団体を参考に調整するというようなことにもなっておりますので、水俣とか山鹿市の例を挙げて、産山村よりも10万円ほど上がるんだ。従ってやはり住民のことを考えた時に町制施行のほうが良いという意見を述べさせていただいたと思います。しかし妥協点を探る中で、17年までの合併であれば市制でも良いでしょうということで妥協したような経緯がございますが、私どもの村、波野さんも同じでございますが、やっぱり外輪山を越えて、川は大野川の上流というような小さな自治体でございます、やはり合併に対する不安というものは、阿蘇町、一の宮に比べて非常に大きいと感じ、やはり阿蘇町とか一の宮に埋没してしまうんじゃないかというような非常な心配が住民の間にあることも事実であります。また色々な住民からの声も阿蘇町、一の宮あたりからの声も、私どもにも届きますが、住民の中にも届いて参りまして、非常に不信感持っている人もおられるような現状の中でございます。従って私どもは、当初から不安を抱えながらのこの合併協議会に望んでいるわけでございますが、従って在任特例で2年間、今の議員の任期を延ばす事によって、やっぱり小さな自治体の意見を反映させていただきたいと、こう考えておるわけです。もちろん小委員会におきまして、小選挙区の定数におきまして、阿蘇町また一の宮町の皆さんに我々産山と波野は、かなり無理なお願い、要望をしているところでございます。それは今から協議して決まってくることでございますけれども、私どもはやはり住民の不安を解消するため、十分に住民に説明をしていかなければならないと思っておりますし、産山村は明日から地区ごとに説明会を開催することになっております。今、松永議長も住民に十分説明責任を果たさなければならぬというような発言もございました。一つ私どものような小さな自治体のことも十分考えていただいて、やはり住民にちゃんと説明をしていただいて、やっぱり周辺部が心配せずに合併に望めるように、一つ是非ともご協力をお願い申し上げたいと思います。大変勝手なお願いでございますけど、そういうことで是非この問題は協議会で取り上げずに、阿蘇町でもう少し住民に産山とか波野の意見を説明していただいて、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、私の意見とさせていただきます。どうぞ。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 中立的な立場からちょっとお話をさせていただきたいと思っております。阿蘇町の区長会からのご要望でございますが、確かに今回の合併が正にご指摘のとおり行財政改革にあることは当然のことでございます。冒頭私がお挨拶の中で申し上げましたように、国、地方の財政状況は危機的な状況にあるのも事実でございます。その意味から区長会のご要望は極めてご最もと私ども思うわけでございます。ただしかしながらこれから申し上げるような理由で、ご指摘の議員の在任特例と特別職の報酬については、ただ単に財政改革の視点だけでは割り切れない重要な問題を含んでおりまして、そのことについて若干説明をさせていただきたいと思っております。まず、基本的な前提でございますが、この合併推進協議会は、法定協議会と同じように民間の学識経験者の方も委員に入らせていただいております、地域の総意が反映されるような

体制を最初から整えておられます。法定協議会と同じように、具体的な協定項目についてご審議をいただいております、委員の皆様方も同様の意識で議論をされておられるところでございます。そういう体制意識の元で、具体的協議事項については、各町村にそれぞれがお持ち帰りになって町村単位で検討された上で、協議会の場で一つ一つ合意が形成されてきたものでございます。それでは具体的な内容について整理をさせていただいておりますので、ご説明をしたいと思います。

まず議員の在任特例についてでございますが、昨年の10月1日の第4回の協議会で具体的調整案を示さずに状況説明がなされまして、11月19日の第5回の協議会で特例を使わない場合、それから合併特例法に基づく定数特例のみを使う場合、またこれも法律に基づきまず在任特例を使う場合の3つの案が提案されまして、十分ご審議の上、全会一致で法の規定にそって在任特例を適用し、期間は2年ということで承認をされたところでございます。

次の特別職の報酬につきましては、本年3月11日の第9回の協議会で提案されまして、市になるから先ほど井委員のお話でもございましたように、市になるから報酬を上げるということでは住民に説明ができないというご意見を尊重し、同程度の人口を要する他の市の例に倣うことなく、新たに市を設置することに伴う責任の重さはそれでもあるわけでございますので、そのへんを考慮し、4町村の現行の制度の一番高いところに合わせるという案が4月8日の第10回の協議会でこれも十分議論の上、全会一致で承認をされたところであります。以上の調整とか承認につきましては、在任特例ということが合併の際の激変緩和措置として、もともと法律に規定されている趣旨がございます。その趣旨は議員の定数が、合併後から一気に大幅に減少するということになれば、周辺地域部の住民の民意が十分に反映されないことになるのではないかと不安が一つございます。これが一つ。それから二つ目は新しい市の施行に向けて、合併の議決を行った関係町村の議会の議員さんが合併の意思を固める基礎となった新しい市の建設計画或いは合併協議事項について、新しい市における予算編成とか、更には決算の結果を踏まえて2年目の当初予算を編成する時に、これらの項目について、新市の円滑なスタートを確実なものとして選挙を行うことが期待されているというふうに理解をしております。さらに現実に議員の定数についてこれまでの他の合併事例におきましては、在任特例を適用しているところが多ございます。ただ、最近の合併事例では南阿蘇にありますように、一部設置選挙する例も出始めておりますが、地理的な関係とか、合併に至った経緯とか或いは熟度とか、一体的な繋がり等それぞれに事情が異なっておりまして、他と比較しての議論は難しいのかなというふうに考えております。特に中部4町村の場合は、その地理的な特性がありまして、中心地域と周辺地域との均衡ある発展に配慮することが必要であろうかと思っております。そういう意味で在任特例とした意義は大きいというふうに考えます。

次に、基本的な考え方でございますが、冒頭申し上げましたように当協議会は法定協議会と同様のものという認識がございます。そういう意味で一旦合意されました協議事項を改めて元に戻すということになれば、全ての協議が成り立たないといいますが、それぞれの立場から当初からやり直すということになれば、合意結成は極めて難しくなるわけでございます。確かに法的拘束

力の問題でございますが、その有無にかかわらず合意形成の合意事項の変更は避けるべきではなからうかというふうに考えております。ただ一方、私のご挨拶の中でも申し上げましたとおり、地方自治を取り巻く状況を見ますと、合併した後においても、財政状況は相当に厳しいことが予想されるわけでございますので、一層の効率化を図る必要があることは区長会のご指摘のとおりでございます。新市の建設計画は作成途上にただ今ございまして、財政計画も詰めの段階にあることから特に財政計画上、より一層の経費節減の必要性が明らかになった場合は、歳出全体の抑制といった側面からの検討をしても遅くはないというふうに考えます。なおその際、先ほどの周辺地域への配慮から何らかの激変緩和措置は必要であると思ひますし、先ほど申しました承認に至る経緯からも新市における財政状況等を勘案しながら、町村において住民の意見を十分集約した上での判断が必要ではないかというふうに考えます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、これは井 委員さんの発言、そしてまた阿蘇町の松永議長の説明と発言等々によりまして、県の立場での発言がございました。この議論をやるにはですねあまりにも時間がありません。従いまして、各町村に持ち帰っていただき、その三者三様のご意見を集約しながらご検討いただきたいと、会長としての提案でございますがいかがでございましょうか。やりますかここで。持ち帰られざるを得んと思ひますがね。どうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 振興局長のおっしゃったことはよく理解できました。がしかし私どもの町で9回における座談会をしました。その結果、約9例か10例そのことに触れた意見が出されて参りまして、一番心配しているのはその歳出をカットすることによって、色んなことができるんではないかという住民の意見でございました。従いまして、本来なら財政シミュレーションみたいなのを幾つかパターンを作って住民に説明する必要があるであろうと。そして在任特例を使った場合には膨らむ経費がこれ位だけれども、実は将来的には非常に均衡ある発展が遂げられるんだというような説明ができるような、新市の計画というものを早めに住民に幾つかのパターンで提示する必要があるんではないかなと。そうしなければなかなか座談会を無視し、住民の意見に対して何の反応もないではないかということになる恐れがあるのではないかと、私は危惧いたします。

会長（河崎敦夫） わかりました。ちょっと先ほど会長としての仲介案でそれぞれの阿蘇町からの意見に産山からの意見、そして県の見解等々が話された。ここで結論を急ぐわけにはございません。是非これは持ち帰って各町村で検討していただきたい。産山さんのおっしゃる理屈、県のおっしゃる提案、阿蘇町の置かれた立場等々を勘案しながらですね各町村に持ち帰って、或いはまた結論が出ない場合は小委員会に付託するとか、そのようなことが必要ではなからうかと思ひますが、とりあえずどうしますか。今日はこの要望事項が出たということだけにしていただきたいと思ひますが、そういうことで阿蘇町の区長会から要望事項として提案されたら、これについて三者三様のご意見もありましょうし、これについては各町村に持ち帰り、またもしかしらば小委員会等々に付託するということになるかと思ひますが、そういうことにしていきたいと思ひます。ありがとうございました。大変まづい司会でございますが、しかしまづい司会の割には熱中した議論が交わされたと思っております。いよいよ本格的に核心に触れて行くことである

うと思います。皆様方の合併に向けての熱意とそれが真剣な討議に重なるものだとは確信いたしておりますので、よろしく願い申し上げまして議長の席を終わります。ありがとうございました。

波野村（後藤新一君） それはもう意味わかるわけですが、その要望書というものはこの委員には渡さないんですか。持ち帰って検討するにはその資料必要でしょう。中身が必要でしたらそのことは準備して一つこの各委員さんに渡してもらいたいと思うんです。持ってない委員さんもおるんじゃないかなと思うんですが。そのへんいかがでしょう。

事務局長（岩瀬） はい、今ご意見いただきましたこと事務局承りまして、用意してまた各町村にすぐお送りいたします。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。それでは次回これからの日程について事務局から連絡してください。

#### 日程 6 次回開催日

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。次の会は第 14 回になりますけれども、ちょうど今まで毎月第 2 火曜を定日として日にちをおってきました。8 月の暦がちょうど第 2 火曜日が 8 月 12 日になります。阿蘇地方盆の最中ですので、このことも町村長会で検討しましたが、非常に日程が詰まっておりますので、この根本的 2 火曜を動かすことができないようでしたので、8 月 12 日しかし時間だけは 30 分繰り下げて 2 時からというのを一応この場で提案させていただきたいと思っておりますのでご検討をお願い致します。会場は一の宮を提案させていただきます。

会長（河崎敦夫） 次回 8 月 12 日、午後 2 時。

事務局長（岩瀬） 時間 2 時になりました都合にもう一つ。振興局長ずっと調整してきていただきましたですけれども、この日やっぱり冒頭から出席していただいたほうがいいと思います。その関係もございまして 30 分の調整をちょっとさせていただいた事実がございます。色々諸般の都合がございまして 2 時にご了解いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。それでは日程もちょっと確認させていただきますけど、8 月 12 日を無理にご承諾いただきましたので、2 時からということで一の宮就業センターで行わせていただきます。どうぞよろしく願います。

#### 日程 7 閉会

事務局長（岩瀬） 大変長い間ありがとうございました。以上をもちまして第 13 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 00 分 閉会